

南知多町中学校再編委員会の目的と運営について

(目的)

- 1 南知多町立中学校の再編を円滑に行うために必要な諸事項及び基本的問題等について、検討及び調整することを目的とする。具体的には、令和5年4月に内海中学校、豊浜中学校、師崎中学校、日間賀中学校が統合する統合校の円滑な開校のため、必要な準備や検討など新しい学校づくりについて協議していく。再編委員会の設置期間は、令和5年3月31日までとする。

(運営)

- 2 委員会を公開することについて

会議は公開することとし、会議の開催前に「会議開催のお知らせ」を町のホームページに掲載するなど、あらかじめ会議の開催を公表する。

ただし、公開することにより公正かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、委員長の判断で傍聴を認めないことができるものとする。

- 3 傍聴要領について

会議の傍聴についての定員はないが、傍聴席が満員となったときは、傍聴人の入場を止める。会議を傍聴しようとする者は、その住所氏名を傍聴人受付簿に記入することとする。

- 4 会議録について

会議録については、発言の要旨を記載した要点記録、個人名は無記名として作成する。事務局で会議録を作成し、参加者の方に確認していただいた後に、町のホームページに掲載するなどの方法により、公表する。委員会参加者の氏名は、本日配付している資料の参加者名簿を町のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

掲載内容・・・日時、場所、出席者、議事、発言者（委員名は非公開）、
発言の主な内容

南知多町中学校再編委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南知多町中学校再編委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 南知多町立中学校の再編を円滑に行うために必要な諸事項及び基本的問題等について、検討及び調整するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育計画に関する事項
- (2) 施設・設備に関する事項
- (3) 通学方法に関する事項
- (4) 学校運営に関する事項
- (5) 地域課題に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、再編に向けて必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員25人程度で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保護者を代表する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 学校を代表する者
- (4) 町民公募の者
- (5) 町長部局を代表する者
- (6) 教育委員会を代表する者

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は委員の互選によりこれを定めるものとし、副委員長は、委員長が任命する。

4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(検討部会)

第5条 委員会に、第3条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整するため、検討部会を置くことができる。

(会議の招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の傍聴)

第7条 会議は傍聴することができる。ただし、委員会において非公開としたときは、この限りでない。

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、教育委員会傍聴人規則に準ずる。

(会議の運営に関し必要な事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、委員会を立ち上げた日から所掌事務が完了するまでとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行する。

南知多町中学校再編検討部会設置要領

- 1 この要領は、南知多町中学校再編委員会設置要綱第5条に規定する検討部会（以下「部会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 南知多町中学校再編委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務の細部について検討及び調整するため、部会を設置する。
- 3 担当名及び主な検討事項は、次のとおりとする。

部会名	担当名	主な検討事項
中学校再編検討部会	教育計画 1	教育目標、教育課程、事前交流計画、校務分掌、新学級編成、教室配置、時程表、年間授業、年間計画、学校行事計画、その他教務に関する事項 等
	教育計画 2	特別活動指導、生徒指導 等
	施設資料	施設改修箇所検討、備品の調査・リスト作成・移設、文書の保存、再編にかかる搬出入計画、歴史・伝統の保存に関する事項 新校舎建設に関する事項 等
	学校運営	式典関係（閉校式、開校式、閉校記念誌）、校歌・校章・校旗・学校指定用品、校則、PTA 組織運営に関する事項、スクールバス運行ルート、海っ子バス利活用検討、登下校の船、災害時の対応、通学路に関する事項 等
	生徒活動	部活動、制服、指定用品 等
	地域課題	町内5地区に関する諸問題や学校と地域の連携に関すること 内海地区、豊浜地区、師崎地区、篠島地区、日間賀島地区における意見集約 等

- 4 部会の構成員及び代表は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 5 部会は、学校教育課長が招集する。
- 6 部会の代表は、部会において検討及び調整した結果を委員会へ報告しなければならない。
- 7 部会の書記は、事務局が担当することとする。
- 8 部会は、必要に応じて町校長会と連絡及び調整を行うものとする。
- 9 部会は、検討する内容によって、生徒に積極的に参加してもらい機会をつくることとする。
- 10 部会において必要と認めるときは、部会代表の了承を得て、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 11 部会の設置期間は、部会を立ち上げた日から、主な検討事項が完了するまでとする。
- 12 部会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

13 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、令和3年12月17日から施行する。

別表

教育計画検討部会 1	代 表	内海中学校長
	構成員	内海中学校教頭、5中学校教務主任、学校教育課
教育計画検討部会 2	代 表	豊浜中学校長
	構成員	豊浜中学校教頭、5中学校校務主任、学校教育課
施設資料検討部会	代 表	学校教育課長
	構成員	内海中学校校務主任、5中学校事務職員、学校教育課
学校運営検討部会	代 表	師崎中学校長
	構成員	師崎中学校教頭、5中学校教頭、PTA 関係者、学校教育課
生徒活動検討部会	代 表	日間賀中学校長
	構成員	日間賀中学校教頭、5中学校生徒指導主事、学校教育課 (5中学校部活動担当)
地域課題検討部会	代 表	当該中学校長
	構成員	当該中学校教頭、当該関係教職員、当該地区再編委員、 当該 PTA 関係者、学校教育課、町長部局該当課

備考： 各部会は、検討案件により構成員を変更することができる。

中学校再編にかかる組織体系図

